

## 個別付議基準

平成18年都市計画法改正以前から現に存する公共公益施設

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、平成18年都市計画法改正（平成19年11月30日施行）以前から現に存する公共公益施設（以下「既存施設」という。）について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会に付議することができるものとする。

### 記

- 1 本基準による公共公益施設とは、以下のものをいう。
  - (1) 社会福祉施設  
社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設、又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設をいう。
  - (2) 医療施設  
医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所をいう。
  - (3) 教育施設  
学校教育法に規定する学校をいう。
  - (4) 介護老人保健施設  
介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（社会福祉施設を除く。）をいう。
- 2 申請者  
既存施設の所有権を有している者で、かつ、当該公共公益施設の運営に必要な個別法による資格、免許、又は許可等を取得している者が、相当の理由により開発行為又は建築行為を行うことがやむを得ないと認められる者。
- 3 申請地  
既存施設の敷地がすべて含まれており、拡張対象地は、既存施設の敷地の隣接地であること、又は既存施設の敷地と同一であること。なお、拡張対象地の面積は、既存施設の敷地面積を限度とし、当該面積と拡張対象地面積を合算した面積は、5ヘクタール未満とする。
- 4 予定建築物
  - (1) 用途は、既存施設と同一であること。ただし、本基準に規定する公共公益施設を併設する場合は、この限りでない。
  - (2) 予定建築物の高さは、15メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。ただし、現に存する建築物の高さが15メートルを超える場合は、その高さを限度とすることができる。
- 5 敷地内緑化・土地利用計画
  - (1) さいたま市みどりの条例第19条に規定された協議において、さいたま市緑化指導基準に適合したものであること。なお、当該基準に規定されている敷地面積（拡張面積を含む）に対する緑地の割合を25パーセント以上とすることを原則とする。
  - (2) 駐車場は、職員、利用者数を勘案し、必要数量を確保すること。
- 6 その他  
他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等（見沼土地利用承認を含む。）が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

(平成19年11月28日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。(平成21年3月31日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。(平成22年8月18日 都市局長決裁)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに、都市計画法第29条、第35条の2の規定によりされた許可の申請に係る開発審査会に付議することができる基準については、なお従前の例による。

(平成22年4月30日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。(平成24年3月19日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月4日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年3月6日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月18日 都市局長決裁)